

令和3年1月15日
国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所
東日本高速道路株式会社 関東支社
横浜工事事務所

記者発表資料

よこはましようなんどうろ さかえ ふじさわ
**横浜湘南道路の「栄 I C・J C T（仮称）～藤沢 I C」間の
行政代執行請求についてお知らせします。**

国土交通省関東地方整備局と東日本高速道路株式会社が共同で事業を進めている横浜湘南道路の栄 I C・J C T（仮称）～藤沢 I C間については、令和6年度の開通を目指しているところです。

しかしながら、用地の一部については、任意での解決が図れなかったため、平成26年3月から土地収用法に基づく手続きを進め、平成30年9月27日に神奈川県収用委員会より収用裁決がなされました。

この収用裁決に基づき、明渡しに向けた努力を行ってきたところですが、令和元年5月27日の明渡し期限を過ぎても明渡されない用地が残されている状況です。

このままでは、今後の工事の支障になることから、本日、起業者である国土交通省及び東日本高速道路株式会社は、土地収用法第102条の2第2項に基づく行政代執行請求を神奈川県知事へ行いましたのでお知らせします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、横浜ラジオ・テレビ記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局

横浜国道事務所 計画課 きただ やすのり 北田 靖典 電話 045-311-2981（代表）

東日本高速道路株式会社 関東支社

横浜工事事務所 工務課 さとう しんご 佐藤 信吾 電話 045-439-0180（代表）

路線概要

横浜湘南道路は、神奈川県横浜市栄区田谷町地内の栄IC・JCT（仮称）を起点とし、同県藤沢市城南一丁目地内の藤沢ICを終点とする延長7.5kmの路線です。本路線は、既に開通している区間の新湘南バイパス等と一体となって自動車専用道路のネットワークを形成し、広域的な交通の円滑化を図るとともに、地域交通の交通分担の適正化、国道1号の交通混雑緩和等を目的に計画された自動車専用道路です。

本路線の完成により、横浜市域のみならず首都圏における広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものです。

区間概要

路線名：一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）

区間：神奈川県横浜市栄区田谷町字中ノ橋地内から同県藤沢市城南一丁目地内まで

延長：7.5km



1. これまでの用地交渉及び土地収用法の適用の経緯

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所及び東日本高速道路株式会社関東支社横浜工事事務所で事業を進めている一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）については、令和6年度内の完成を目指しているところです。

当該事業については、平成14年度から用地買収に着手し、任意による用地交渉にて、地権者の皆様のご協力のもと、事業用地の取得に努めてきたところです。

一方、事業の計画的な執行を図るため、平成25年度から土地収用法に基づく手続きについても並行して進め、平成26年8月27日には事業認定の申請を行い、平成27年10月2日に事業認定の告示を受け、その後も任意による解決を目指し、用地交渉を継続してまいりました。

しかしながら、任意による解決に至らなかったことから、平成28年9月27日に神奈川県収用委員会に裁決申請及び明渡裁決の申立てを行い、平成30年9月27日に権利取得裁決及び明渡裁決を受けたものです。

【土地収用法に基づく手続きの経緯】

平成26年 3月18日	事前説明会
平成26年 8月27日	事業認定申請
平成27年10月 2日	事業認定告示
平成28年 9月27日	裁決申請・明渡裁決の申立て
平成30年 9月27日	権利取得裁決・明渡裁決（神奈川県収用委員会）
平成31年 4月26日	明渡期限内に移転するよう文書にて督促
令和 元年 5月27日	明渡期限（土地の明渡し及び物件の移転が履行されず）
令和 元年 5月28日	土地の明渡し及び物件の移転を文書にて督促
令和 2年11月20日	土地の明渡し及び物件の移転を文書にて督促

2. 行政代執行請求について

起業者としては、神奈川県収用委員会の収用裁決に基づき、明渡期限内の明渡しを、また、明渡期限経過後は早期の明渡しを求めて督促を行ってまいりましたが、未だ土地の明渡しがなされていないため、事業箇所の一部において、工事に着手することができない状況にあります。

このため、本日（令和3年1月15日付け）、地元住民や沿線自治体等からの早期開通の要望に応えるため、土地収用法第102条の2第2項の規定に基づき、神奈川県知事に対して行政代執行請求を行ったところです。

【行政代執行請求の内容】

請求者：国土交通大臣
東日本高速道路株式会社 代表取締役社長
請求先：神奈川県知事
対象物：立木

